

取手市告示第229号

公 示 送 達 書

別紙の送達すべき書類が、本人の住居（所在地）不明のため送達不能であったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき公示送達する。

なお、同条第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

この公示送達に係る書類については、取手市役所財政部納税課に保管しているので、送達を受けるべき者の申し出があり次第、直ちに交付する。

令和8年8月17日

取手市長 中村 修



公示送達者名簿

No	送達を受けるべき者の氏名・名称	送達すべき書類の名称	備考
1	川島 良子	令和8年度軽自動車税督促状	
2	松浦 孝	令和8年度軽自動車税督促状	
3	寺原 知花	令和8年度軽自動車税督促状	
4	大島 康行	令和8年度軽自動車税督促状	
5	齋藤 貴大	令和8年度軽自動車税督促状	
6	中山 駿人	令和8年度軽自動車税督促状	
7	勝又 真	令和8年度軽自動車税督促状	
8	大野 絵理	令和8年度軽自動車税督促状	
9	大野 武蔵	令和8年度軽自動車税督促状	
10	坂寄 政秀	令和8年度軽自動車税督促状	
11	細川 行子	令和8年度軽自動車税督促状	
12	穂鹿 康平	令和8年度軽自動車税督促状	
13	狩野 太陽	令和8年度軽自動車税督促状	
14	三浦 登	令和8年度軽自動車税督促状	
15	P C H O U S E 合同会社	令和8年度軽自動車税督促状	
16	植田 博樹	令和8年度軽自動車税督促状	
17	三嶋 桐久	令和8年度軽自動車税督促状	
18			
19			
20			